

第106期定時株主総会

その他の電子提供措置事項

(交付書面省略事項)

- 主要な営業所および工場
- 使用人の状況
- 主要な借入先の状況
- 新株予約権等に関する事項
- 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

小林製薬株式会社

上記の事項につきましては、法令および定款第17条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

●主要な営業所および工場 (2023年12月31日現在)

① 当社

本社	(大阪市中央区)
大阪工場	(大阪市淀川区)
中央研究所	(大阪府茨木市)
東京製品営業所	(東京都江東区)
大阪製品営業所	(大阪府茨木市)

② 子会社

富山小林製薬株式会社	(富山県富山市)
仙台小林製薬株式会社	(宮城県黒川郡大和町)
桐灰小林製薬株式会社	(兵庫県三田市)
愛媛小林製薬株式会社	(愛媛県新居浜市)
小林製薬プラス株式会社	(富山県富山市)
Kobayashi Healthcare International, Inc.	(米国)
Alva-Amco Pharmacal Companies, LLC	(米国)
Focus Consumer Healthcare, LLC	(米国)
合肥小林日用品有限公司	(中国)
合肥小林藥業有限公司	(中国)
小林製薬（香港）有限公司	(中国)
小林製薬（中国）有限公司	(中国)
江蘇小林製藥有限公司	(中国)

●使用人の状況（2023年12月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
3,534 (472) 名	+39 (△46) 名

(注) パートおよび嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,645 (117) 名	+14 (△34) 名	41.0歳	12.8年

(注) パートおよび嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

●主要な借入先の状況（2023年12月31日現在）

該当事項はありません。

●新株予約権等に関する事項

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、コミットメント型自己株式取得（FCSR）における取得株式数の調整の手段として、
2023年11月22日、新株予約権を発行しており、その概要は次のとおりです。

	第7回新株予約権（注）1
発行決議日	2023年11月7日
新株予約権の数	1個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	（注）2
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり1円
権利行使期間	2023年12月11日から 2024年 4月 8日まで
行使の条件	（注）3
割当先	野村キャピタル・インベストメント株式会社

(注) 1.本新株予約権は、2023年12月22日、その全部が行使され、135,500株の自己株式を交付した。

2.本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を交付する数（以下「交付株式数」という。）は、以下の計算式に従って算定される株式数（単元未満株式については切り捨てる。）とする。

$$\text{交付株式数} = (\text{i})\text{取得済株式数} - (\text{ii})\text{平均株価取得株式数}$$

(i) 「取得済株式数」は、1,924,600株。ただし、平均株価算定期間中に当社が当社普通株式の株式分割、株式併合もしくは無償割当てまたは当社普通株式を対価もしくは対象とする取得請求権付種類株式、取得条項付種類株式もしくは新株予約権の無償割当てのいずれかを行った場合（以下「調

整事由」という。) その他平均株価等の調整を必要とする場合(以下「調整事由」とあわせて「調整事由等」という。)、取得済株式数は本新株予約権の発行要項の規定に従って調整される。

(ii) 「平均株価取得株式数」は、以下の計算式に従った計算の結果得られる株式数とする。

$$\text{平均株価取得株式数} \text{ (1株未満切捨)} = \text{①自己株式買付金額} \div \text{②平均株価}$$

①「自己株式買付金額」は、11,999,881,000円

②「平均株価」とは、平均株価算定期間の各取引日の東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の算術平均値に99.98%を乗じた価格とする。ただし、平均株価算定期間中に調整事由等が発生した場合には、当社は、本新株予約権の発行要項の規定に従い、平均株価を調整するものとする。

③「平均株価算定期間」とは、2023年11月9日から本新株予約権の行使日の前日までの期間をいう。ただし、発行要項に定める一定の取引日は平均株価算定期間に含めないものとする。

3. (1)本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2)本新株予約権の行使を行わないことを決定した場合には、新株予約権者はその旨を当社に速やかに通知するものとする。当該通知が行われた日以降、当該本新株予約権行使することはできない。

(3)平均株価が6,235円(「基準株価」といい、平均株価算定期間中に調整事由等が発生した場合、本新株予約権の発行要項の規定に従って調整される。)と同額または基準株価を下回る場合には、本新株予約権行使することはできない。

●業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の業務（当社およびその子会社から成る企業集団における業務を含む。）の適正を確保するための体制についての決定内容の概要および当該体制の運用状況は、以下のとおりであります。

1. 当社およびグループ各社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

（1）仕組み・制度

① 当社グループの役職員が法令遵守の精神と高い倫理観をもって行動するための指針として、「グローバルコンプライアンスポリシー」を制定します。また、当該ポリシーに基づき反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応するとともに、贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止に取り組みます。

（当該体制の運用状況）

- ・当社および当社グループで定めている「グローバルコンプライアンスポリシー」を「従業員手帳」に記載して役職員に配付しました。
- ・当社は、大阪府の企業防衛連合協議会や暴力追放推進センターの活動に参加し、警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を図っており、適宜インターネットで社内共有しています。こうした啓発活動を継続し、当社グループ全体が反社会的勢力および団体と一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応しています。
- ・公務員等に対する贈賄等を防止する体制を構築する為、贈収賄防止規程を制定・運用しています。

② 「グローバルコンプライアンスポリシー」に基づく役職員の誓約事項を記載した「役員および従業員等の誓約」を取得します。

（当該体制の運用状況）

- ・役職員は毎年、「グローバルコンプライアンスポリシー」の具体的な行動基準を定めた「役員および従業員等の誓約」に署名、提出し、会社がこれを保管しています。

③ 各部署にコンプライアンス推進者を定め、コンプライアンス・プログラム等に関する各所属内での周知徹底、教育の実施、報告・相談の受け付け、およびコンプライアンス違反等の是正指導等を行います。

(当該体制の運用状況)

- ・コンプライアンス規程により各部署にコンプライアンス推進者を定め、コンプライアンス・プログラム等に関する各所属内での周知徹底、教育の実施、報告・相談の受け付け、およびコンプライアンス違反等の是正指導等を行っています。
- ・日本国内の役職員を対象とした「コンプライアンスeラーニング」をイントラネットで毎月テーマを変えて実施しました。
- ・日本国内の全従業員を対象とした、コンプライアンス推進者による「コンプライアンス15分研修」を毎月設定されたテーマに沿って各部署で実施しました。
- ・日本国内の役職員を対象とした「従業員コンプライアンス意識調査」を実施しました。
- ・国内外の役職員に対する研修として、研修内容および対象者を決めた年間計画を策定のうえ、研修を実施しました。

④ 法改正情報を定期的に収集し、最新法令への対応を行います。

(当該体制の運用状況)

- ・法改正情報を定期的に収集し、必要に応じて最新法令への対応を行っています。

⑤ 内部統制に関する取締役会の諮問機関として、内部統制委員会(内部統制主管役員を委員長として、委員長が指名する委員、オブザーバーとして社外弁護士、常勤監査役で構成)を設置します。取締役などの選任や報酬の決定プロセスの公正性を担保するため、独立社外取締役を委員長とする「人事指名委員会」「報酬諮問委員会」(社外取締役、代表取締役、人事担当取締役および社外有識者で構成)を設置します。また、独立社外取締役や代表取締役を中心メンバーとする「アドバイザリーボード」を設置し、重要な経営課題への必要な助言を得る体制を構築します。

(当該体制の運用状況)

- ・内部統制委員会を2回開催し、内部統制推進やコンプライアンス上の重要な課題を協議し、取締役会に報告しました。
- ・取締役会を毎月開催し、社外取締役および社外監査役より第三者的立場からの監視を受け、助言を得ました。
- ・全役員に対して取締役に関するアンケートを実施し、その結果をもとに取締役会評価会議を行い、取締役会改革に向けた必要な課題を抽出しています。
- ・報酬諮問委員会を3回、人事指名委員会を3回開催し、取締役会への助言を行いました。
- ・また、独立社外取締役と代表取締役とのコミュニケーションを活性化および重要な経営課題への必要な助言を得るため、定期的に情報交換の場を設けています。

⑥ 法令上・企業倫理上の問題等に関する情報の早期把握および解決のため、国内外にそれぞれ内部通報窓口を設置します。なお、国内の社内窓口においては当社グループの退職者および取引先の従業員からの相談・通報についても受け付けます。通報があった場合には通報者に関する情報の秘密保持を徹底します。法令違反等の事実が判明した場合には、是正措置および再発防止策を策定し、実施します。

(当該体制の運用状況)

- ・社内と社外弁護士事務所に設置している従業員相談室において、日本国内の従業員、退職者、取引先従業員からの相談、通報を受け付け、情報の早期把握および問題の早期解決を図りました。
- ・外部委託業者に内部通報窓口を設置し、海外関係会社従業員からの通報を受け付け、情報の早期把握および問題の早期解決を図る体制を維持しました。

⑦ 当社監査役は、当社の事業活動や社会情勢を踏まえて監査方針や重点監査項目を策定のうえ、経営の適法性、健全性を監査します。

(当該体制の運用状況)

- ・当社の事業活動内容および社会情勢等の内外環境を踏まえて監査方針や重点監査項目を策定したうえで、経営の適法性、健全性を監査しました。

⑧ 被監査部門から独立した内部監査部門により、内部統制およびリスク管理体制の遵守・運用状況の監査を実施します。

(当該体制の運用状況)

- ・内部監査部門は、独立した立場から内部統制およびリスク管理体制の遵守・運用状況の監査を実施しました。

(2) 教育・仕組み改革

① 役職員に対し「グローバルコンプライアンスポリシー」を周知します。

(当該体制の運用状況)

- ・「グローバルコンプライアンスポリシー」を「従業員手帳」に記載して役職員に配付し、周知しました。

② コンプライアンスの各種テーマに関するeラーニングを継続的に実施します。

(当該体制の運用状況)

- ・日本国内の役職員を対象とした「コンプライアンスeラーニング」を社内イントラネットで毎月テーマを変えて実施しました。

③ 管理職が講師となりコンプライアンスに関する各種テーマをディスカッションする「15分研修」を継続的に実施し、従業員等のコンプライアンス意識を醸成します。

(当該体制の運用状況)

- ・日本国内の全従業員を対象とした管理職による「コンプライアンス15分研修」を毎月設定されたテーマに沿って各部署で実施しました。

④ 階層別・職能別の履修科目を体系化したコンプライアンス教育プログラムを策定し、当該プログラムに基づくコンプライアンス教育を継続的に実施します。

(当該体制の運用状況)

- ・国内外の役職員に対する研修として、研修内容および対象者を決めた教育プログラムを策定し、その内容に沿った研修を実施しました。

⑤ 社長をはじめとする経営会議メンバーは、コンプライアンス遵守の重要性等に関するメッセージを従業員等に対して継続的に発信します。

(当該体制の運用状況)

- ・社長をはじめとする経営会議メンバーは、社内インターネットやメール配信、会議等で継続的にメッセージを発信しています。

⑥ コンプライアンス統括部門およびコンプライアンス推進者は、社内インターネット（社内報含む）やメール配信等を通じて、コンプライアンス推進に関する事項を継続的に発信します。

(当該体制の運用状況)

- ・コンプライアンス統括部門およびコンプライアンス推進者は、社内インターネットやメール配信等を通じて、コンプライアンス推進に関する事項を継続的に発信しています。

(3) 専門部署による統制

① 総務部門は、各専門部門等から報告を受けた所管法令の遵守に関する統制状況を取りまとめ、内部統制委員会および取締役会に継続的に報告を行います。

(当該体制の運用状況)

- ・総務部門は各専門部門からの報告を取りまとめ、内部統制委員会および取締役会に報告を行っています。

② 各専門部門等による統制状況の報告に不備がある場合、総務部門は必要に応じて指導を行います。

(当該体制の運用状況)

- ・総務部門は必要に応じて、各専門部門等に指導を行っています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

① 取締役の職務の執行に係る情報（取締役会議事録、経営会議議事録等の重要な書類およびその他の情報）は、文書管理規程、企業秘密管理規程、情報システム管理規程等の社内規程に基づき、保存および管理を行います。

(当該体制の運用状況)

- ・開催した取締役会および経営会議の議案資料および議事録は、法令および社内規程に基づき適切に保存、管理しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役、監査役または内部監査部門から要請があった場合に備え、閲覧に応じる体制を維持します。

(当該体制の運用状況)

- ・取締役、監査役、内部監査部門の求めに従い、担当部署は速やかにその情報を提供しています。

③ 企業秘密管理規程に基づき、企業秘密の適正な管理を行います。

(当該体制の運用状況)

- ・社外提出文書申請システムを導入しており、社外に開示する文書については、企業秘密管理規程に基づいて企業秘密管理責任者が審査のうえ開示を行っています。また、eラーニングおよびメール配信にて全従業員に対して企業秘密漏洩防止の啓発を行いました。

④ 顧客や従業員の個人情報を適切に管理するために「個人情報保護に関する基本方針」を制定します。

(当該体制の運用状況)

- ・当社および当社グループで定めている「個人情報保護に関する基本方針」を「従業員手帳」に記載して役職員に配付しました。

⑤ 情報セキュリティに対する外部からの攻撃および内部不正に関するリスクマネジメント体制を整備するために情報セキュリティ委員会を設置します。

(当該体制の運用状況)

- ・情報セキュリティ委員会を2回実施し、情報セキュリティ品質の向上およびインシデント対応に加え、個人情報保護法令に基づく遵守体制等について確認を行いました。

3. 当社およびグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (会社法施行規則第100条第1項第2号)

(1) 平時のリスク管理体制

① 職制上のレポーティングライン（上長への報告等）にて、リスク情報が適時に報告される体制を確保するため「仕事の前では平等」の精神の下、上長に対して意見が言える組織風土の醸成に資する取り組みを継続的に行います。

(当該体制の運用状況)

- ・「仕事の前では平等」の精神の下、「心理的安全性」や「Speak Up」に関する事項について、「コンプライアンスeラーニング」や「コンプライアンス15分研修」の中で啓発を行い、上長に対して意見が言える組織風土の醸成に努めています。

② 危機管理規程に基づき、危機管理情報の当社社長への報告体制を整備します。

(当該体制の運用状況)

- ・危機管理情報を認知・取得した場合、危機管理規程に基づき社長等に報告するとともに、経営会議で対応等を協議しています。

③ 取引先に対する法令違反、人権侵害、その他の不適切行為の状況を把握するために取引先アンケートを毎年実施します。

(当該体制の運用状況)

- ・毎年取引先に対してアンケートを行い、その結果を経営会議に報告するとともに各所属にフィードバックし、不適切行為等があれば必要に応じて指導・改善に努めています。

④ 従業員等のコンプライアンス意識および潜在的なコンプライアンスリスクを把握するために、コンプライアンス意識調査を継続的に行います。

(当該体制の運用状況)

- ・毎年コンプライアンス意識調査を行い、その結果と導き出される課題を経営会議に報告し、リスクの把握や改善に努めています。

⑤ コンプライアンス違反の実態を把握し、問題がある事項の改善を図るために、コンプライアンス自己点検調査を行います。

(当該体制の運用状況)

- ・コンプライアンス意識調査と併せて自己点検調査を行い、コンプライアンス違反の実態把握と改善に努めています。

⑥ 経営リスクマネジメント規程に基づき、当社取締役会直轄のリスク管理委員会にて、当社グループのリスクマネジメントに関する計画等を策定し、当社取締役会において審議します。

(当該体制の運用状況)

- ・中長期の将来予測をもとに、本社管理部門および各事業部で想定されるリスクを抽出し、共通の観点から評価したものをリスクとして一覧化しています。これらの中の重点リスクについてはリスク管理委員会において取り組みに関する協議と見直しを実施し、取締役会で審議し継続してリスク軽減に取り組んでいます。

⑦ リスクマネジメントの推進部門を設け、経営リスクマネジメント規程に従い、横断的なリスクマネジメント体制の整備、運用、検証およびリスク情報の一元管理を行います。

(当該体制の運用状況)

- ・一覧化された個々のリスクは、リスクマネジメント部門が主体となって個々の対応状況に応じて、残存する発生確率（蓋然性）と発生した際の影響度のリスク評価とを点数付けしたうえでマッピングし、全社の経営リスクとして一元管理しています。その中の重要なリスクについては関連部門で情報共有し、連携してリスク軽減対応に取り組んでいます。また、重大なクライシス発生時には社内規程に基づき危機管理本部を設置し、対応にあたる体制を築いています。

⑧ マンスリーレポート委員会を設置し、各部門長により報告を受けたリスク情報について管理部門の全部門長間で協議を行い、重要なリスク情報を経営会議に報告します。

(当該体制の運用状況)

- ・毎月のマンスリーレポート委員会で抽出された重要リスク情報を経営会議に報告し、リスクの軽減や対策に取り組んでいます。

⑨ 各部門およびグループ各社において、リスクの洗い出しを行いそのリスクの低減等に取り組みます。経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに関しては、担当部門から必要な情報を収集・整理し、適時経営会議に進捗報告を実施します。

(当該体制の運用状況)

- ・各部門およびグループ各社において、リスクの洗い出しを行いリスク管理委員会に報告し、そのリスクの低減等に取り組みました。都度発生したリスクについては、適時経営会議に進捗報告を行い、対応策を協議しました。
- ・新型コロナウイルス感染症対応として、危機管理本部による感染リスク低減の各種対策、感染者発生時の早期対応を行いました。
- ・ウイルス感染症や自然災害等で生じたリスクについては対策マニュアルや事業継続計画（BCP）に沿った対応を行うとともに適宜内容更新を行いました。

⑩ 各専門部門において、当社グループにおける法令遵守やリスク管理等が行われるよう支援および指導を行います。

(当該体制の運用状況)

- ・各専門部門において、当社グループにおける法令遵守やリスク管理等が行われるよう事業部門等に対する支援および指導を適宜行っています。

⑪ 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、全てのステークホルダーの様々な関心事に応える情報提供を行います。

(当該体制の運用状況)

- ・法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、各種メディア、公式SNS、自社Webサイト、各種説明会などを通じて、全てのステークホルダーの様々な関心事に応える情報提供に努めました。

⑫ 当社グループを取り巻くリスクの顕在化により発生する損害を補填するため、適正な保険に加入するとともに、定期的に保険内容の見直しを行います。

(当該体制の運用状況)

- ・既加入の保険内容を毎年見直し、適正な保険に加入しています。

(2) 有事・クライシス対応体制

① 危機管理規程に基づき、当社社長を危機管理本部長とする危機管理本部を設置します。コンプライアンス違反等のクライシス発生時には、速やかに事態を適正に収拾させるとともに、原因の究明、経緯と影響度の把握、再発防止策の立案を実施します。

(当該体制の運用状況)

- ・2023年5月に発生した能登地方地震においては従業員の安否および被害状況確認を早期に実施し被害が無いことを確認しています。また、危機管理規程を見直すとともに重大事故を想定した防災訓練等を実施しています。

② ウィルス感染症や自然災害等の重大クライシスに対応するために、対策マニュアルや事業継続計画(BCP)等のコンティンジェンシープランを策定します。

(当該体制の運用状況)

- ・重大クライシスに対応するタイムライン等を策定し、各種マニュアルの更新を行いました。

4. 当社およびグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則第100条第1項第3号)

① 規程管理規程に基づき、当社およびグループ各社の諸規程類の体系化を行うとともに、諸規程類の制定、改廃等の手続きを適正かつ効率的に運用します。

(当該体制の運用状況)

- ・規程管理規程に基づき、当社およびグループ各社の諸規程類の制定、改廃等の手続きを適正に運用しました。

② 当社取締役会を月1回以上開催するとともに、経営会議を原則月4回開催し、当社グループの業務執行に関する基本事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行うことにより取締役の職務の効率的な執行を確保します。業務執行機能と監督機能の分離・明確化のため、当社において執行役員制を導入します。職務執行の効率化のため、執行役員制とあわせて事業部制を導入します。

(当該体制の運用状況)

- ・取締役会は毎月の定例と臨時をあわせて13回、グループ執行審議会は47回開催し、当社およびグループ各社における業務執行に関する基本事項および重要事項に係る協議と意思決定を機動的に行うことにより取締役の職務執行が効率的に行われることを確保しました。
- ・執行役員制と事業部制を導入することにより、業務執行機能と監督機能の分離、明確化および職務執行の効率化を図っています。

③ 当社取締役会において中期経営計画および各年度予算を立案し、当社グループ全体の目標を設定したうえで、各部門においてはその目標達成に向け具体策を立案・実行します。また、グループ執行審議会で実績報告を適時受けることにより、職務執行の効率化を図ります。

(当該体制の運用状況)

- ・中期経営計画および年度予算を設定し、各部門はその目標達成に向けた具体策を立案して実行しました。また、その実績は適時、グループ執行審議会で報告を受け職務執行の効率化を図りました。

④ 当社取締役の任期を1年とし、取締役の責任の明確化を図ります。また、取締役の人数の最適化を図ることにより機動性を確保します。

(当該体制の運用状況)

- ・取締役の任期を1年とし、人数を最適化することにより、取締役の責任の明確化と職務執行の機動性を確保しました。

⑤ 組織規程および決裁関連規程等に基づき、職務執行に関する権限および責任を明確にするとともに業務の効率化を図ります。

(当該体制の運用状況)

- ・事業の状況にあわせて適切かつ効率的な業務執行となるべく決裁関連規程の改訂を行いました。

⑥ 印章管理規程に基づき、適切に印章および押印の管理を行うことにより、不適切な押印を防止するとともに業務の効率化を図ります。

(当該体制の運用状況)

- ・印鑑の新規作成および廃棄ならびに押印の申請は、印章管理規程に基づいて適切に行っています。また、申請および承認を適切かつ効率的に行うためにWeb申請システムを活用しています。

⑦ 当社役員との責任限定契約締結により、積極的かつ適切なリスクテイクを促進します。

(当該体制の運用状況)

- ・会社と社外取締役、常勤監査役、社外監査役との間で責任限定契約を締結しています。

⑧ DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進することにより、業務の効率化、新たなビジネスモデルの創出および企業風土の変革等を図ります。

(当該体制の運用状況)

- ・2023年8月に当社として初めてのDX方針を社外発表しました。3つの戦略（1.新たなビジネスモデルの創出を促進する、2.教育などで企業風土の変革を促進する、3.業務の効率化を促進する）を掲げ、隔月で開催されるDX戦略報告会にて社内にそれぞれの戦略の進捗を共有しています。

5. 当社およびグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

① 関係会社管理規程に基づき、当社とグループ各社間において、業務の適正を確保するための指示・報告等の伝達および承認の取得を迅速かつ効率的に行う体制を強化するとともに当社からグループ各社への指導および助言を行い、適切な内部統制システムを整備します。

(当該体制の運用状況)

- ・当社とグループ各社は関係会社管理規程に基づき、指示・報告等の伝達を迅速かつ効率的に行うことにより業務の適正を確保しています。

② 内部監査部門は、当社の事業活動を踏まえた定期監査項目および時々の社会情勢を踏まえて年ごとに定めた重点監査項目に基づき当社およびグループ各社の監査を行い、その結果を毎月当社社長に報告します。また、監査役および各業務執行部門長に適時報告します。

(当該体制の運用状況)

- ・内部監査部門は、当社およびグループ各社が業務を適正に遂行しているかどうかの監査を行い、その結果を当社社長との定例会議で報告しました。また、取締役会、監査役および各業務執行部門長に適時報告しています。

③ 当社から主要グループ各社にそれぞれ1名以上の取締役または監査役を派遣することにより、グループ各社の経営の健全性および適切なリスク管理を確保します。

(当該体制の運用状況)

- ・当社から主要グループ各社には、それぞれ1名以上の取締役または監査役を派遣しており、グループ各社の健全性を確保しています。

④ グループ各社の経営については、事業内容の適時適切な報告を経営会議にて行い、重要案件については当社取締役会または経営会議の承認を得ます。

(当該体制の運用状況)

- ・グループ各社は定期的に経営会議を開催し、経営の状況について各社の取締役に対して報告を行っています。また、重要案件については稟議・投資審査委員会規程に則り上位の会議体に上程しており、適切な運用がなされています。

⑤ 当社およびグループ各社の業務執行は、グループ規程およびグループ各社の個別規程に従って実施し、当該規程の隨時見直しを行います。

(当該体制の運用状況)

- ・業務執行の状況変更、法令変更に伴い新規制定または改訂が必要となったグループ規程およびグループ各社の個別規程については、規程管理規程に則り適切に制定・改廃を行いました。

⑥ 当社およびグループ各社の取締役は、適正な財務報告を行うことが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であるとの認識のもと、会計監査人による実効性のある監査を含む財務報告の適正性を確保・維持するための体制を継続的に整備・運用します。

(当該体制の運用状況)

- ・当社およびグループ各社の取締役は、必要な体制を整備して財務報告の適正性を確認・維持しています。

6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項 (会社法施行規則第100条第3項第1号)

監査役がその職務を補助すべき従業員(以下、監査役スタッフという)を置くことを求めた場合には、その人数と必要な知識・経験・権限などを取締役と監査役とで協議のうえ、配置します。

(当該体制の運用状況)

- ・現在、監査役スタッフを配置する状況ではないため、該当しておりません。

7. 前項の従業員の取締役からの独立性、監査役の指示の実効性の確保に関する事項 (会社法施行規則第100条第3項第2号、第3号)

監査役スタッフの任命、評価、異動および賞罰は、監査役会の同意を要するものとし、また、監査役スタッフは監査役の指揮命令のみに服し、取締役等からは指揮命令を受けず、報告義務もないものとします。

(当該体制の運用状況)

- ・現在、監査役スタッフを配置する状況ではないため、該当しておりません。

8. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 (会社法施行規則第100条第3項第4号、第5号)

① 監査役会には、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、法令上および企業倫理上の問題に関する事項(従業員相談室の利用状況ならびにその内容を含む)を、当社およびグループ各社の取締役および該当部門が適時報告します。

(当該体制の運用状況)

- ・監査役会を13回開催し、当社およびグループ各社の取締役および該当部署が必要な事項を適時報告しました。

② 当社の監査役は、当社の経営会議や内部統制委員会等の主要会議体への出席、必要な記録へのアクセス、事業部門へのヒアリング等を通じて、監査に必要な情報の提供を受けることができます。

(当該体制の運用状況)

- ・常勤監査役は、週次開催のグループ執行審議会および2回開催した内部統制委員会をはじめ、各事業本部会等の重要会議に出席し、そこで得た情報を適宜監査役会に報告しました。また社外監査役も必要に応じて、事業部長等へのインタビューや事業所往査に出席しました。

③ 監査役がその職務の遂行に必要なものとして報告を求めた事項については、当社およびグループ各社の取締役または該当部門が速やかに監査役または監査役会に報告します。

(当該体制の運用状況)

- ・当社およびグループ各社の取締役または該当部門は、監査役がその職務の遂行に必要なものとして報告を求めた事項について速やかに報告しました。

④ 上記①～③にて監査役に報告をした者は当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを当社グループの役員および従業員等に周知します。

(当該体制の運用状況)

- ・監査役に報告をした役職員について、当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けたとの報告がないことを確認しています。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針（会社法施行規則第100条第3項第6号）

監査役が職務を執行するにあたり生ずる費用については、職務の執行に支障がないよう速やかに支払います。

(当該体制の運用状況)

- ・監査役が職務を執行するにあたり生ずる費用は、職務の執行に支障がないように速やかに支払処理をしました。

10. その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第7号)

- ① 当社社長は、常勤監査役と毎月1度、監査役会とは四半期に1度、意見交換会を開催します。

(当該体制の運用状況)

- ・代表取締役社長は、常勤監査役との意見交換会を毎月1度実施し、一方で監査役会との意見交換会は四半期に1度を基本として、3度開催しました。

- ② 会計監査人と監査役との連携を図るために、四半期に1度意見交換会を実施し、課題を共有する等、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備します。

(当該体制の運用状況)

- ・監査役会は会計監査人との意見交換会を四半期に1度開催しました。このほか、双方の監査業務に活かすために隨時必要な意見交換を行いました。

- ③ 内部監査部門は、監査役監査規程および内部監査規程に基づき、監査役の監査に同行（共同監査）する等、緊密な連携を行い監査役監査の実効性を高めるよう努めます。

(当該体制の運用状況)

- ・内部監査部門は、監査役監査規程および内部監査規程に基づき、必要に応じて監査役との共同監査を実施し、監査役監査の実効性を高めました。

- ④ 監査役会が、独自に専門の弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受ける機会を保証します。

(当該体制の運用状況)

- ・監査役会は、必要に応じて独自に監査業務に関する助言を受ける機会を持ちました。

以上

●連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	3,450	522	194,285	△14,482	183,775
当連結会計年度変動額					
剩余金の配当			△7,226		△7,226
親会社株主に帰属する当期純利益			20,338		20,338
自己株式の取得				△11,999	△11,999
自己株式の処分		△1,715		1,715	—
利益剰余金から資本剰余金への振替		1,715	△1,715		—
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	—	—	11,396	△10,283	1,112
当連結会計年度期末残高	3,450	522	205,681	△24,766	184,887

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	10,346	4,352	△834	13,864	260	197,900
当連結会計年度変動額						
剩余金の配当						△7,226
親会社株主に帰属する当期純利益						20,338
自己株式の取得						△11,999
自己株式の処分						—
利益剰余金から資本剰余金への振替						—
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	2,473	2,051	1,093	5,618	185	5,804
当連結会計年度変動額合計	2,473	2,051	1,093	5,618	185	6,916
当連結会計年度期末残高	12,819	6,403	259	19,483	446	204,816

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

●連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

1) 連結子会社の数 35社

2) 主要な連結子会社の名称

富山小林製薬(株)、仙台小林製薬(株)、桐灰小林製薬(株)、愛媛小林製薬(株)、小林製薬プラス(株)、Kobayashi Healthcare International, Inc.、Alva-Amco Pharmacal Companies, LLC、Focus Consumer Healthcare, LLC、合肥小林日用品有限公司、合肥小林藥業有限公司、小林製薬（香港）有限公司、小林製薬（中国）有限公司、江蘇小林製藥有限公司 等

② 非連結子会社の状況

1) 主要な非連結子会社の名称

小林製薬チャレンジド(株)

2) 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

1) 連結の範囲の変更

当連結会計年度より、持分取得により1社を連結子会社としております。また、連結子会社間の合併により1社を連結子会社より除外しております。

2) 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

(ロ) 市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

2) 棚卸資産

棚卸資産は主として次の方法により評価しております。

(イ) 商品、原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ロ) 製品、仕掛品、貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（7年）に基づいております。

また、顧客関係、商標権等に関する無形固定資産については、利用可能期間で均等償却しております。

3) 長期前払費用

均等償却しております。

4) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は、債権の実態に応じて回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

当社及び連結子会社のうち一部は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

従業員の退職給付に備えるため、当社及び連結子会社のうち一部は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。その他の連結子会社の一部は、期末要支給額の100%を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

⑤ のれんの償却に関する事項

のれんの償却に関しては、投資の効果が発現する期間を考慮し、発生時以降20年以内で均等償却しております。ただし、金額が僅少なものについては、発生年度において一括償却しております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。顧客による支配の獲得時点は、出荷から一定の日数以内に顧客へ到着したとみなされる時点と判断しております。

これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含まれおりません。

⑦ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑧ コミットメント型自己株式取得に係る会計処理の方法

ToSTNeT-3を利用して取得した当社株式については、取得価額により連結貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として計上しております。なお、本手法により取得した当社株式については、1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

また新株予約権は、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に「新株予約権」として計上する方法によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別利益」の「受取保険金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示することとしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」の「受取保険金」に表示しておりました8百万円は、「その他」8百万円として組み替えております。

また、前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「投資有価証券評価損」、「事業構造改善費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示することとしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「投資有価証券評価損」に表示しておりました133百万円、「事業構造改善費用」に表示しておりました85百万円、「その他」43百万円は、「その他」261百万円として組み替えております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) のれん及び商標権に関する減損の兆候の有無

① 当連結会計年度計上額

- 1) のれん 9,655百万円
- 2) 商標権 8,792百万円

② 見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループが当連結会計年度の連結財務諸表に計上したのれん及び商標権の金額は主に、Alva社とFocus社を取得した時に認識したものであり、その内訳はAlva社のれん6,019百万円、商標権2,566百万円、Focus社のれん3,093百万円、商標権6,226百万円です。

当社グループは、Alva社及びFocus社のれんが帰属する国際事業セグメントの米国ヘルスケア事業におけるそれぞれの資産グループについて、主に米国OTC医薬品市場及び米国サプライメント市場に関する動向を中心とした事業環境の変化の有無、業績の動向などに基づき、減損の兆候の有無を判断しております。

当社グループは、Alva社及びFocus社の営む米国ヘルスケア事業において、複数の新製品の上市を含め

た売上拡大計画を買収時点の事業計画に織り込んでおり、これに基づくキャッシュ・フローの見積りには、将来の販売数量等に関する仮定を使用しております。

米国OTC医薬品市場及び米国サプリメント市場は成長市場であるために、競争環境が激化し、想定外の事業環境変化への対応を誤ると、売上高や営業利益が計画を下回る可能性があり、前提とした状況が変化すれば、減損の兆候が識別される可能性があります。

なお、当連結会計年度末においては、Alva社及びFocus社の買収により認識されたのれん及び商標権について減損の兆候は生じていないと判断しております。

(2) 退職給付債務の算定

① 当連結会計年度計上額

- 1) 退職給付に係る資産 292百万円
- 2) 退職給付に係る負債 939百万円

② 見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループには、確定給付制度を採用している会社が存在します。確定給付制度の退職給付債務及び関連する勤務費用は、数理計算上の仮定を用いて退職給付見込額を見積り、割り引くことにより算定しております。数理計算上の仮定には、割引率、退職率、死亡率及び年金資産の長期期待運用収益率等の様々な計算基礎があります。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する退職給付債務及び退職給付費用の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度計上額

- 1) 繰延税金資産 2,647百万円
- 2) 繰延税金負債 2,594百万円

(繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額 6,697百万円)

② 見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の回収可能性は、課税主体ごとに将来の課税所得を合理的に見積り、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 追加情報

(自己株式の取得)

当社は、2023年11月7日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、2023年11月8日に取得が完了しております。なお、自己株式の取得にはコミットメント型自己株式取得（FCSR）（以下、「本手法」）を用いております。本手法は、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に該当するものとして、以下のとおり会計処理を行っております。

(1) 本手法の概要

当社は、2023年11月8日にToSTNeT-3により1株あたり6,235円で、1,924,600株、120億円に相当する自己株式を取得いたしました（以下、「本買付」）。

本買付にあたっては、野村證券株式会社（以下、「野村證券」）が当社株主から借株をした上で売付注文をしております。なお、ToSTNeT-3では一般的の株主の皆様からの売付注文は、金融商品取引業者である野村證券の自己の計算に基づく売付注文に優先されますので、一般的の株主の皆様からの売付注文があった場合は野村證券による売付注文の約定額は減少いたします。

野村證券は本買付後に、借株の返済を目的として自らの判断と計算において当社株式を株式市場の内外で取得する予定であると聞いておりますが、野村證券が行う当社株式の取得に関して、当社と野村證券との間で締結された契約はありません。

次に、野村證券から取得した株式に対しては、当社の実質的な取得単価が本買付以降の一定期間（2023年11月9日から新株予約権の行使日又は行使が行われない旨の通知を受けた日の前日まで）の各取引日の当社株式のVWAP（出来高加重平均価格）の算術平均値に99.98%を乗じた価格（以下、「平均株価」）と同じになるように、別途、本手法において当社が発行する新株予約権（以下、「本新株予約権」）の取得者となる野村キャピタル・インベストメント株式会社（以下、「新株予約権者」）との間で当社株式を用いた調整取引を行います。具体的には、①平均株価が6,235円よりも高い場合は、本新株予約権の行使により、「本買付における野村證券からの取得株式数」（以下、「取得済株式数」）から「本買付において野村證券から買付けた金額により当社株式を平均株価で取得したと仮定した場合の取得株式数」（以下、「平均株価取得株式数」）を控除して算出される数の当社株式を新株予約権者に交付し、逆に、②平均株価が6,235円よりも低い場合は、平均株価取得株式数から取得済株式数を控除して算出される数の当社株式を新株予約権者から無償で取得することを合意しています。

(2) 会計処理の原則及び手続

ToSTNeT-3を利用して取得した当社株式については、取得価額により連結貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として計上しております。また、本新株予約権の行使に伴う自己株式処分差損は、その他資本剰余金から減額しております。なお、本手法により取得した当社株式については、1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

当該会計処理方針に基づき、当連結会計年度において、連結貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として11,999百万円（野村證券から買付けた当社株式は11,999百万円）を計上しております。

2023年12月22日に野村證券による株式市場内外での当社株式の取得が完了し、新株予約権者が本新株予約権を行使したため、調整取引が確定しました。その結果、調整取引として自己株式135,500株を交付することとなり、調整取引後の最終取得株式数は1,789,100株となりました。本新株予約権の行使に伴い、「自己株式」および「その他資本剰余金」から904百万円を減額しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	39,165百万円
投資不動産の減価償却累計額	1,076百万円
(2) 担保資産及び担保に係る債務	
① 定期預金	10百万円
担保に係る債務（被災地中小企業の金融機関からの借入 に対する保証債務）	8百万円
② 差入保証金	
関税法・消費税法に基づく納期限延長制度を利用する際 の担保として供している供託金	105百万円
(3) 期末日満期手形	
連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度の末日は金融機関の休日でしたが、 満期日に決済が行われたものとして処理しております。	
当連結会計年度末日満期手形の金額は次のとおりであります。	
受取手形	3百万円
支払手形	176百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	78,050,000株
------	-------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

1) 2023年2月22日の当社取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
-------	------

配当金の総額	3,952百万円
--------	----------

1株当たりの配当額	52円
-----------	-----

基準日	2022年12月31日
-----	-------------

効力発生日	2023年3月9日
-------	-----------

2) 2023年8月8日の当社取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
-------	------

配当金の総額	3,273百万円
--------	----------

1株当たりの配当額	43円
-----------	-----

基準日	2023年6月30日
-----	------------

効力発生日	2023年9月7日
-------	-----------

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

当社定款第42条に基づき、2024年2月21日の当社取締役会において、次のとおり付議する予定であります。

株式の種類	普通株式
-------	------

配当の原資	利益剰余金
-------	-------

配当金の総額	4,311百万円
--------	----------

1株当たりの配当額	58円
-----------	-----

基準日	2023年12月31日
-----	-------------

効力発生日	2024年3月7日
-------	-----------

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性・流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、原則、自己資金による方針です。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、株式、債券等であり、定期的に時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金の支払期日は6ヶ月以内であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいものについては注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券	40,170	40,170	—
資 産 計	40,170	40,170	—

- (注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、これらは現金であること、及び主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	254
組合出資金	0

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	25,284	—	—	25,284
債券	—	6,585	—	6,585
信託受益権	—	8,300	—	8,300
資産計	25,284	14,885	—	40,170

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式の時価は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。債券の時価は日本証券業協会の売買参考統計値を用いて算定しており、観察可能な市場データを利用して算定しているため、レベル2の時価に分類しております。また、信託受益権は短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

9. 貸貸等不動産に関する注記

(1) 貸貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用の不動産（土地を含む。）を有しております。当連結会計年度における賃貸等不動産に関する賃貸損益は、賃貸収益295百万円、賃貸費用105百万円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

(2) 貸貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
3,311	△28	3,283	5,317

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 2. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

10. 企業結合等関係に関する注記

(共通支配下の取引等)

連結子会社間の吸収合併

当社は、2022年6月16日開催の取締役会において、当社100%出資の連結子会社である上海小林日化有限公司を同100%出資の連結子会社である小林製薬（中国）有限公司に吸収合併を行う決議をし、2023年1月1日付で吸収合併しました。

(1) 取引の概要

①結合企業の名称及び事業の内容

1) 結合企業の名称

小林製薬（中国）有限公司

2) 事業の内容

中国現地法人の統括会社

3) 被結合企業の名称

上海小林日化有限公司

4) 事業の内容

日用雑貨品の製造販売

②企業結合日

2023年1月1日

③企業結合の法的形式

小林製薬（中国）有限公司を吸収合併存続会社、上海小林日化有限公司を吸収合併消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

小林製薬（中国）有限公司

⑤その他取引の概要に関する事項

医薬品事業拡大を見据えた販売体制をシンプル化し、グループ内における経営資源の集約と効率的な組織運営を図ることを目的として、本合併を行うこととしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(取得による企業結合)

当社は、2023年9月15日付で、北米におけるサプリメント及び一般用医薬品ビジネスの展開・拡大を目的として、Focus Consumer Healthcare, LLC（フォーカスコンシューマーヘルスケアエルエルシー、以下、「Focus社」）を、当社連結子会社であるKobayashi Healthcare International, Inc.を通じて子会社化することについて合意し、契約を締結いたしました。これに基づき、2023年10月6日付でFocus社の全持分を取得し、連結子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 Focus Consumer Healthcare, LLC

事業の内容 一般用医薬品・サプリメント等の製造販売

②企業結合を行った主な理由

Focus社は、にんにくサプリメントや生理用鎮痛剤、口唇ヘルペス対策薬など、サプリメントや一般用医薬品におけるニッチブランドを全米のドラッグストア、スーパーマーケット等で販売しております。

当社グループは、国際事業を成長事業と位置づけ、既に米国・英国・中国・その他アジア地域に現地法人を設立し、事業を展開しております。米国ではカイロ、額用冷却シート、メガネクリーナなどの日用品に加え、2016年には「Berlin Industries, Inc.」を、2020年には「Alva-Amco Pharmacal Companies, Inc.」（現Alva-Amco Pharmacal Companies, LLC）を子会社化するなど、一般用医薬品ビジネスの展開・拡大を図ってきました。

今回、Focus社を完全子会社化することにより、同社が保有するガーリックに特化したサプリメントブランドや婦人薬ブランドに、当社グループが保有する機能性素材や処方ノウハウ、マーケティング力を掛け合わせることで、北米におけるサプリメント事業の確立と一般用医薬品事業のさらなる拡大を目指します。

③企業結合日

2023年10月6日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする持分取得

⑤結合後企業の名称

Focus Consumer Healthcare, LLC

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社連結子会社であるKobayashi Healthcare International, Inc.が現金を対価としてFocus社の全持分を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2023年10月6日から2023年12月31日までの業績が含まれております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	11,338百万円
取得原価		11,338

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 319百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

3,308百万円

②発生原因

主として被取得企業が事業を展開することによって期待される超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間

13年にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 1,649百万円

固定資産 6,704

資産合計 8,353

流動負債 291

固定負債 32

負債合計 323

(7) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び償却期間

商標権 6,657百万円 債却期間 13年

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,749円17銭

(2) 1株当たり当期純利益 268円16銭

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは事業本部を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「国内事業」及び「国際事業」の2つを報告セグメントとして、ヘルスケア製品、日用品及びカイロ等を製造販売しております。当該報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。これらの分解した収益の情報は以下のとおりであります。

なお、当社グループは経営管理区分の見直しを行ったことに伴い、当連結会計年度より、報告セグメントを従来の「国内事業」「国際事業」「通販事業」の3区分から、「通販事業」を「国内事業」に組み込み、「国内事業」「国際事業」の2区分に変更しております。

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	国内 事業	国際 事業	計		
売上高					
日本	130,497	—	130,497	662	131,160
米国	—	17,057	17,057	—	17,057
中国	—	13,652	13,652	—	13,652
東南アジア	—	7,932	7,932	—	7,932
その他	—	3,653	3,653	—	3,653
顧客との契約から生じる収益	130,497	42,295	172,793	662	173,455
外部顧客への売上高	130,497	42,295	172,793	662	173,455

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、運送業、合成樹脂容器の製造販売、不動産管理、広告企画制作等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 (5) 会計方針に関する事項 ⑥ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	34	29
売掛金	47,845	52,999

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

13. 重要な後発事象に関する注記

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2023年11月7日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、2024年1月6日に発行いたしました。

(1) ストックオプションとしての新株予約権を発行する理由

当社の業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員のエンゲージメントの確保、経営参画意識の向上、企業価値向上に対する意欲を高めるため等の目的として、当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行するものです。

(2) 新株予約権の発行要領

①新株予約権の発行日

2024年1月6日

②付与対象者の区分及び人数

当社執行役員 11名、当社従業員 1,688名、当社子会社の取締役 5名、当社子会社の従業員 943名

③新株予約権の発行数

3,539個

④新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式353,900株（新株予約権1個につき100株）

⑥新株予約権の行使時の払込金額

1株につき6,564円

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i) 記載の資本金等増加限度額から上記 i) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧新株予約権の行使の条件

i) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由によるものとして当社取締役会の決議により認めた場合はこの限りではない。

ii) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

⑨新株予約権の行使期間

自 2026年11月8日 至 2029年11月7日

●株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本								
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	開発積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	3,450	522	—	522	340	330	152,073	15,297	168,041
当期変動額									
別途積立金の積立							11,300	△11,300	—
別途積立金の取崩							△811	811	—
剰余金の配当								△7,226	△7,226
当期純利益								18,055	18,055
自己株式の取得									
自己株式の処分			△1,715	△1,715					
利益剰余金から 資本剰余金への振替			1,715	1,715				△1,715	△1,715
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	10,489	△1,376	9,112
当期末残高	3,450	522	—	522	340	330	162,562	13,921	177,154

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△14,482	157,530	10,103	10,103	260	167,895
当期変動額						
別途積立金の積立		—				—
別途積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		△7,226				△7,226
当期純利益		18,055				18,055
自己株式の取得	△11,999	△11,999				△11,999
自己株式の処分	1,715	—				—
利益剰余金から 資本剰余金への振替		—				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			2,716	2,716	185	2,901
当期変動額合計	△10,283	△1,171	2,716	2,716	185	1,730
当期末残高	△24,766	156,359	12,819	12,819	446	169,626

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

●個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

1) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

2) その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(ロ) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

棚卸資産は主として次の方法により評価しております。

1) 商品、原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2) 製品、仕掛品、貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（7年）に基づいております。

③ 長期前払費用

均等償却しております。

④ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

③ 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。顧客による支配の獲得時点は、出荷から一定の日数以内に顧客へ到着したとみなされる時点と判断しております。

これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含まれおりません。

④ コミットメント型自己株式取得に係る会計処理の方法

ToSTNeT-3を利用して取得した当社株式については、取得価額により貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として計上しております。なお、本手法により取得した当社株式については、1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

また新株予約権は、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に「新株予約権」として計上する方法によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「投資有価証券評価損」、「事業構造改善費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示することとしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「投資有価証券評価損」に表示しておりました133百万円、「事業構造改善費用」に表示しておりました85百万円、「その他」7百万円は、「その他」225百万円として組み替えております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) Kobayashi Healthcare International, Inc. (以下、「KHI社」) 株式の評価

① 当事業年度計上額

KHI社株式 21,753百万円（関係会社株式に計上）

② 見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、関係会社株式及び関係会社出資金について、移動平均法による原価法により評価しております。なお、KHI社株式は、市場価格のない株式であり、実質価額が著しく低下した場合には、減損処理を行うことが求められます。

当社は、当社の100%子会社であるKHI社を通じて、Alva-Amco Pharmacal Companies,LLC（以下、「Alva社」）及びFocus Consumer Healthcare, LLC（以下、「Focus社」）を取得しております。KHI社株式の実質価額には、Alva社及びFocus社の取得時に見込んだ超過収益力が含まれております。米国OTC医薬品市場及び米国サプリメント市場は成長市場であるために、競争環境が激化し、想定外の事業環境変化への対応を誤ると、売上高や営業利益が計画を下回る可能性があります。そのため、当社は、KHI社株式の評価にあたり、主に米国OTC医薬品市場及び米国サプリメント市場に関する動向を中心とした事業環境の変化の有無、業績の動向などに基づき、Alva社及びFocus社の取得時に見込んだ超過収益力が減少していないかを検討しております。

上記を前提とした状況が変化した場合、実質価額が著しく低下することにより、減損処理を行う可能性があります。

なお、当事業年度末においては、KHI社株式の実質価額が著しく低下した状況にはあたらないと判断しております。

(2) 退職給付債務の算定

① 当事業年度計上額

退職給付引当金 221百万円

② 見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、確定給付型の退職給付制度を有しております。算定方法、その仮定、およびその影響については、連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 (2) 退職給付債務の算定」の内容と同一であります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度計上額

繰延税金負債 1,967百万円

（繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額 3,499百万円）

② 見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 (3) 繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

5. 追加情報

(自己株式の取得)

連結注記表「5. 追加情報（自己株式の取得）」の内容と同一であります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	15,198百万円
投資不動産の減価償却累計額	635百万円
(2) 担保資産	
① 定期預金	10百万円
担保に係る債務（被災地中小企業の金融機関からの借入 に対する保証債務）	8百万円
② 差入保証金	
閑税法・消費税法に基づく納期限延長制度を利用する際 の担保として供している供託金	105百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示されたものを除く）	
金銭債権	3,309百万円
金銭債務	14,401百万円
(4) 期末日満期手形	
事業年度末日満期手形の会計処理については、当事業年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に 決済が行われたものとして処理しております。	
当事業年度末日満期手形の金額は次のとおりであります。	
受取手形	3百万円
支払手形	133百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高	9,198百万円
原材料費及び製品外注費 （製造原価）	41,933百万円
その他の営業取引高	5,659百万円
営業取引以外の取引高	1,624百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

3,711,086株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式等評価損	2,947百万円
退職給付引当金	67百万円
固定資産減損損失	576百万円
未払経費	1,883百万円
賞与引当金	596百万円
棚卸資産評価廃棄損	132百万円
未払事業税	212百万円
返金負債	467百万円
貸倒引当金	470百万円
減価償却超過額	112百万円
株式評価損	266百万円
その他	504百万円
繰延税金資産小計	8,236百万円
評価性引当額	△4,737百万円
繰延税金資産合計	<u>3,499百万円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5,356百万円
その他	△111百万円
繰延税金負債合計	<u>△5,467百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△1,967百万円</u>

10. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注1)	科目	期末残高(百万円)(注1)
子会社	富山小林製薬(株)	(所有) 直接 100%	当社製品の製造 役員の兼任	当社製品の購入 (注2)	15,044	買掛金	5,952
				不動産の賃貸 (注3)	96	—	—
				資金の貸借 (注4)	726	関係会社 短期貸付金 (注4)	1,786
子会社	仙台小林製薬(株)	(所有) 直接 100%	当社製品の製造 役員の兼任	当社製品の購入 (注2)	10,991	買掛金	3,837
				不動産の賃貸 (注3)	235	—	—
				資金の貸借 (注4)	481	関係会社 短期借入金 (注4)	743
子会社	Kobayashi Healthcare International, Inc.	(所有) 直接 100%	資金取引	資金の回収 (注4、5)	1,415	関係会社 短期貸付金 (注4、5)	850
				増資の引受 (注6)	11,527	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 市場価格、総原価を勘案して、当社希望価格を提示し、毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。
3. 賃貸料については、近隣の価格を参考にして双方が協議の上、決定しております。
4. 貸付金・借入金については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。
5. 取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。
6. 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,275円79銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 238円06銭 |

12. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項 (4) その他計算書類作成のための基本となる事項 ③ 重要な収益及び費用の計上基準」の内容と同一であります。

13. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「13. 重要な後発事象に関する注記」の内容と同一であります。